

資 料

(法人課税の国際比較)

アメリカ 法人課税改革の変遷

〔レーガン政権〕

1981年～1989年

- 1981年 経済再建租税法
 - 中小企業に対する法人税率の段階的引き下げ(17%、20%、30%、40%、46%→15%、18%、30%、40%、46%)
 - 加速度減価償却の導入

〔H.W.ブッシュ政権〕

1989年～1993年

- 1986年 税制改革法
 - 法人税率の引き下げ(15%、18%、30%、40%、46%→15%、25%、34%)
 - 加速度減価償却の縮減合理化等(減価償却期間の延長等)
 - 投資税額控除の原則廃止
 - 受取配当の制限(損金算入額 85%→80%)

〔クリントン政権〕

1993年～2001年

- 1993年 歳入調整法
 - 法人税率の引き上げ(15%、25%、34%→15%、25%、34%、35%)【+約 200 億^{ドル}】
 - 小規模事業者の即時償却枠の拡大(10,000^{ドル}→17,500^{ドル})
 - ※ 1996年の改正により、更に 25,000^{ドル}まで段階的に引き上げ

〔W.ブッシュ政権〕

2001年～2009年

- 2001年 経済成長と減税調整法
 - 初年度特別償却枠の創設(30%)【▲約 200 億^{ドル}】
- 2002年 雇用創出及び勤労者支援法
 - 初年度特別償却枠の拡大(30%→50%)【▲約 100 億^{ドル}】 ※ 左記措置は 2005 年に期限切れ
 - 小規模事業者の即時償却枠の拡大(25,000^{ドル}→100,000^{ドル})
- 2003年 雇用と経済成長のための減税調整法
 - 初年度特別償却の創設(50%)【▲約 100 億^{ドル}】
 - 小規模事業者の即時償却枠の拡大(128,000^{ドル}→250,000^{ドル})

〔オバマ政権〕

2009年～

- 2009年 米国再生・再投資法
 - 初年度特別償却の延長(50%)【▲約 100 億^{ドル}】
 - 小規模事業者の即時償却枠の拡大の延長(250,000^{ドル})
- 2011年 予算教書(提案中)
 - 初年度特別償却枠の延長(50%)
 - 小規模事業者の即時償却枠の拡大の延長(250,000^{ドル})

(注)括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、合同租税委員会(JCT)による推計等のうち判明したもののみ記載している。

イギリス 法人課税改革の変遷

〔サッチャー政権〕

1979年～1990年

- 1982年～1986年
 - ・「民間部門の活力再生」
 - 法人税率段階的引き下げ 1982年 52%、1983年 50%、1984年 45%、1985年 40%、1986年 35%
 - 課税ベースの拡大
(初年度 100%償却特例の廃止 等)

〔メージャー政権〕

1990年～1997年

- 1989年～1991年
 - ・「不況下における企業活性化」
 - 法人税率段階的引き下げ 1989年 35%、1990年 34%、1991年 33%

〔ブレア政権〕

1997年～2007年

- 1997年
 - ・「民間投資の促進」【▲14億ポンド】
 - 法人税率の引き下げ 33%→31%
 - ・「新税の創設(一年限り)」【+26億ポンド】
 - 民営化企業の余剰利益に課税するウインドフォール税を時限的に創設
→ 税収は失業対策及び教育対策の新規施策の財源に充当

〔ブラウン政権〕

2007年～

- 1999年
 - 法人税率の引き下げ 31%→30%
- 2006年
 - 小規模法人に係る軽減税率の簡素化(0%・19%→19%に一本化)
- 2007年
 - 小規模法人に係る軽減税率の引き上げ(19%→20%)
- 2008年
 - 法人税率の引き下げ 30%→28% 【▲14億ポンド】
 - 課税ベースの拡大【+14億ポンド】
(減価償却制度の見直し)

(注) 括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、英国財務省が各年バジェット・レポート等で公表している改正初年度の実質ベースのものを記載している。

ドイツ 法人課税改革の変遷

未定稿

〔コール政権〕

1982年～1998年

- 1990年
 - ・「法人税率引き下げ」 【▲12.8億ユーロ】
留保分:56%→50%、配当分:36%→36%
 - ・「租税特別優遇措置(法人・個人)の廃止・縮小」 【+92.4億ユーロ】

- 1991年
 - ・「法人税の付加税 時限的導入(7.5%)」(個人所得税に対しても同様の措置)

- 1994年
 - ・「法人税率引き下げ」 【▲20.7億ユーロ】
留保分:50%→45%、配当分:36%→30%
 - ・「減価償却方法の見直し」 【+15.3億ユーロ】

〔シュレーダー政権〕

1998年～2005年

- 1995年
 - ・「付加税の恒久措置化」(個人所得税に対しても同様の措置)

- 1998年
 - ・「付加税の引き下げ(7.5%→5.5%)」 【▲37.8億ユーロ】

- 1999年
 - ・「法人税率引き下げ」 【▲19.4億ユーロ】
留保分:45%→40%、配当分:30%→30%
 - ・「租税優遇措置の廃止・縮小等」

〔メルケル政権〕

2005年～

- 2001年
 - ・「法人税率引き下げ(法人税率を一律25%へ)等」 【▲135.5億ユーロ】
留保分:40%→25%、配当分:30%→25%

- ・「減価償却方法の見直し等」 【+74.6億ユーロ】

- 2008年
 - ・「法人税率の引き下げ(25%→15%)等」 【▲316.5億ユーロ(金融所得の課税方式変更による減収分を含む)】
 - ・「課税ベースの拡大」 【+266.6億ユーロ】

(注) 括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、独連邦財務省が各年財政報告書(Finanzbericht)で公表している発生年ベース(改正の効果が十分に現れる最初の12ヶ月間)のものを原則記載している。

フランス 法人課税改革の変遷

〔ミッテラン政権〕

1981年～1995年

- 1983年
 - ・「租税優遇措置の創設・廃止」
 - 初年度特別償却制度(耐用年数に応じ40%以上)を創設→1986年に廃止
- 1986～1993年
 - ・「法人税率の引き下げ」
 - 法人所得の配当分に係る税率及び留保分に係る税率をそれぞれ段階的に引き下げ
配当分:1985年50%→45%→42%→34%→1993年 33 1/3%
留保分:1985年50%→45%→42%→39%→37%→34%→1993年 33 1/3%
- 1989年
 - ・「新設企業への優遇措置」
 - 新設企業について5年間法人税の全部又は一部を免除

〔シラク政権〕

1995年～2007年

- 1995～2006年
 - ・「法人税付加税の創設・廃止」
 - 法人税付加税の創設(税額の10%)【+18.3億ユーロ】
 - 税率の引き下げ・廃止 10%→6%→3%→1.5%→廃止(2006年)
- 1997～2000年
 - ・「大企業に対する法人税付加税の創設・廃止」
 - 売上高762万ユーロ以上の法人に対し税額の15%の付加税を新たに創設
 - 税率の引き下げ・廃止 15%→10%→廃止(2000年)

〔サルコジ政権〕

2007年～

- 2000年
 - ・「法人利益社会税(法人税額の3.3%)の創設」
- 2001～2002年
 - ・「中小企業に対する軽減税率」
 - 軽減税率(25%)の導入【▲3.5億ユーロ】
 - 税率の引き下げ(25%→15%)
- 2009～2011年
 - ・「法人概算課税の段階的廃止」【▲13.4億ユーロ】

(注1)括弧内の数字は改正による増減収見積額。増減収見積額については、改正時の予算法案で公表されているものを記載している。

(注2)1ユーロ=6.55957フランで換算。

諸外国の法人税を含めた最近の税制改革の動向

イギリス

- ・ 主に 2008 年 4 月：法人税改革（国際競争力強化、投資・イノベーションを通じた成長促進、税制の公平性確保のため）

- 法人税率引下げ（30%→28%）（減収額 約 0.2 兆円）
- 研究開発費の損金算入割合引上げ（125%→130%）（減収額 約 0.01 兆円）
- 減価償却制度見直し（償却率の引下げ等）（増収額 約 0.2 兆円）
- 中小法人軽減税率の段階的引上げ（19%→22%）（増収額 約 0.01 兆円）

法人税収の増額・減額は
ほぼ中立

ドイツ

- ・ 2007 年 1 月：財政健全化のための増税

- 付加価値税率の引上げ（16%→19%：増収額 約 3.1 兆円）
⇒増収分の 2/3 は財政再建に、1/3 は失業保険料の引下げに充当
- 所得税の最高税率の引上げ（42%→45%：増収額 約 0.2 兆円）

- ・ 2008 年 1 月：法人税改革（国際競争力強化、経済活性化のため）

- 法人実効税率の引下げ（約 39%→約 30%）等による負担軽減措置（減収額合計 約 4.1 兆円）
（法人税率引下げ（25%→15%）、営業税率の課税指数の引下げ等）
- ネット減収額抑制のための課税ベースの拡大等（増収額合計 約 3.5 兆円）
（減価償却制度の見直し、営業税（市町村税）の損金算入の否認、支払利息の損金算入の制限等）

総減収額の約 5/6
を増収措置で補填

- ・ 2009 年 1 月：金融所得課税の税率均衡化

- 利子、配当、株式譲渡益等について、一律 25%の分離課税（減収額 約 0.1 兆円）

（備考）邦貨換算レート 1 ポンド=148 円、1 ユーロ=133 円（裁定外国為替相場：平成 21 年(2009 年)11 月中における実勢相場の平均値）。

ドイツにおける法人税改革の概要

○ 概要: 2008年1月実施

・法人実効税率の引下げ(約39%→約30%)

ドイツの法人課税は、国税の法人税と市町村税の営業税とからなるが、法人税は税率を引下げ(25%→15%)つつ、営業税については歳入中立(課税指数の引下げと課税ベースの拡大)

・課税ベースの拡大等によるネットの減収額の抑制(減収額の約6分の5を補填)

○ 背景:

・ドイツの国際競争力強化

実効税率の引下げによる国際競争力の強化。国内投資の増大による企業部門の活性化や雇用創出。

・租税回避の抑制

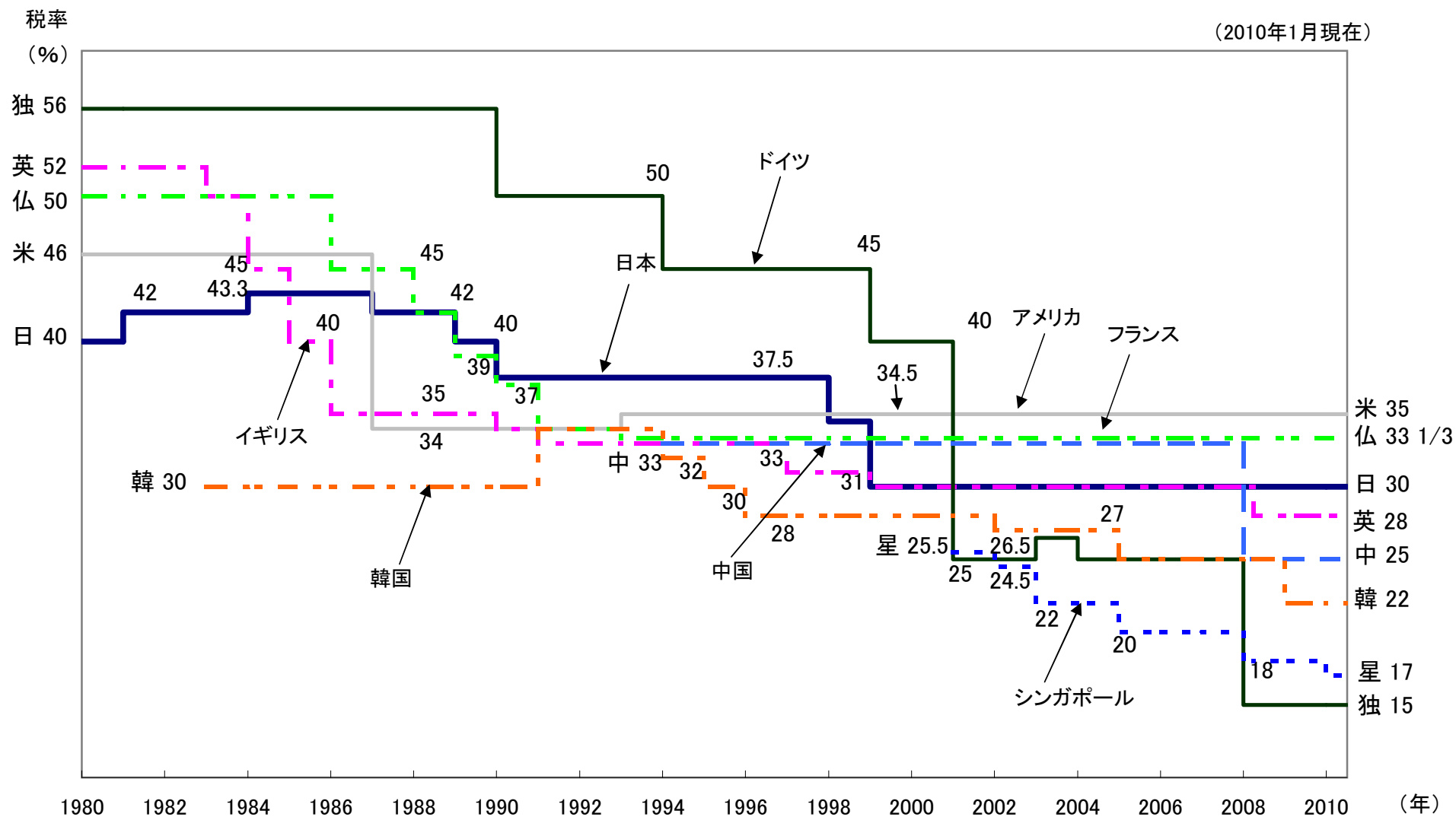
ドイツで利益をあげながら、税率の低い周辺国へ所得を移転する企業の行動等への対応。

○ 主要な増減収項目の見積り(ネット減収額: -49.90億ユーロ)

(億ユーロ)

増収項目		減収項目	
・営業税の損金算入の否認	+114.45	・法人税率の引下げ(25→15%)	-125.55
・国内課税基礎の強化による増収	+38.90	・営業税率の課税指数の引下げ	-72.85
・定率償却制度の廃止	+33.65	・所得税における営業税控除率の引上げ	-52.65
・移転価格税制の強化	+17.70	・人的企業に対する所得税率の軽減	-40.45
・支払利子費用の損金算入の制限	+10.75	・利子、配当、株式譲渡益等に対する一律25%の分離課税(申告不要)(2009年1月実施)	-8.70
・企業買収規則の厳格化	+14.75	等	
・有価証券を利用した租税回避の制限	+11.80		
・少額資産の減価償却方法の変更	+ 7.45		
等			
増収額計	+266.55	減収額計	-316.45

主要国の法人税率(基本税率)の推移(未定稿)



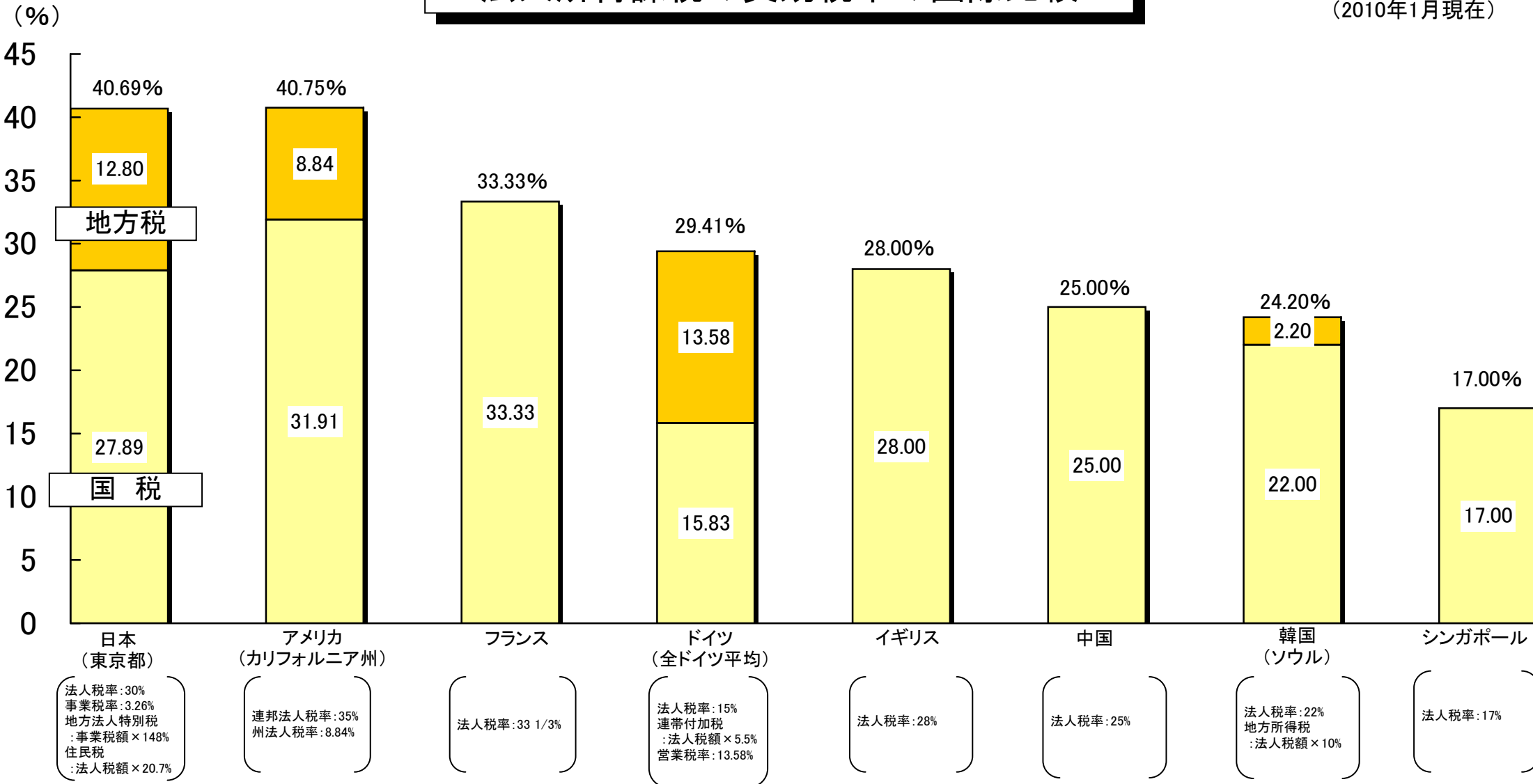
(備考) 韓国は1982年以前、中国は1993年、シンガポールは2000年以前について、資料の制約のため掲載していない。

(注1) 日本、ドイツ及びフランスについては留保分に係る税率の推移を示している。

(注2) 上記は国税について示している。なお、上記のほか、日本では事業税及び住民税、米国では地域により州・市の法人税、ドイツでは連帯付加税(連邦税)及び営業税(市町村税)、フランスでは年間売上高763万ユーロ以上の法人に対し法人利益社会税が課されるほか、法人概算課税及び国土経済税(地方税)、韓国では地方所得税(地方税)等が課される。

法人所得課税の実効税率の国際比較

(2010年1月現在)



法人税率: 30%
事業税率: 3.26%
地方法人特別税
: 事業税額 × 148%
住民税
: 法人税額 × 20.7%

連邦法人税率: 35%
州法人税率: 8.84%

法人税率: 33 1/3%

法人税率: 15%
連帯付加税
: 法人税額 × 5.5%
営業税率: 13.58%

法人税率: 28%

法人税率: 25%

法人税率: 22%
地方所得税
: 法人税額 × 10%

法人税率: 17%

- (注) 1. 上記の実効税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。
2. 日本の地方税には、地方法人特別税(都道府県により国税として徴収され、一旦国庫に払い込まれた後に、地方法人特別譲与税として都道府県に譲与される)を含む。また、法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。なお、このほか、付加価値割及び資本割が課される。
3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた実効税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では実効税率は連邦法人税率の35%となる。
4. フランスでは、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた実効税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。なお、法人所得課税のほか、法人概算課税及び国土経済税(地方税)等が課される。
5. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率388%(2008年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。
6. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。
7. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほかに資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。

法人所得課税の実効税率の推移(未定稿)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
日本	40.69% (27.89%)						
アメリカ	40.75% (31.91%)						
イギリス	30.00%					28.00%	
ドイツ	38.26% (22.12%)	38.31% (22.10%)	38.34% (22.09%)	38.36% (22.08%)	29.83% (15.83%)		29.41% (15.83%)
フランス	34 1/3%	33 5/6%	33 1/3%				
香港	17.50%					16.50%	
シンガポール	22.00%	20.00%			18.00%		17.00%
韓国	29.70% (27.00%)	27.50% (25.00%)				24.20% (22.00%)	
中国	33.00%				25.00%		
台湾	25.00%						20.00%

(注1)各年1月現在の税法に基づく。

(注2)法人課税の実効税率は、地方税(日本:法人住民税・事業税、アメリカ:カリフォルニア州法人税、ドイツ:営業税、韓国:地方所得税(2009年以前は住民税))を含めて計算した数値である。なお、アメリカ、韓国、台湾については累進税率をとっており、法人課税の実効税率の算出にあたっては最高税率を用いている。()内の数字は国税分の実効税率の数値である。

(注3)日本の実効税率は、東京の場合の法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率である。なお、標準税率の場合の実効税率(2010年度)は39.54%。また、2008年10月以降の事業税については、地方法人特別税を含む。

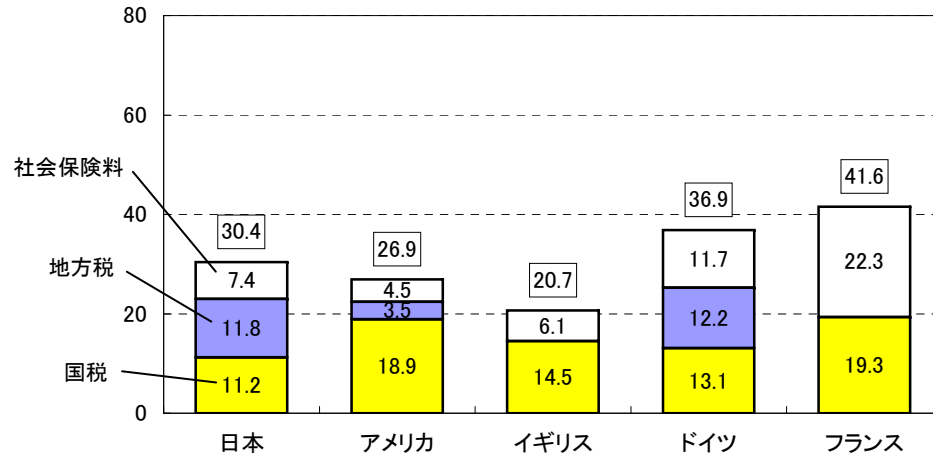
(注4)ドイツについては、連帯付加税(法人税額の5.5%)を含めた税率である。なお、実効税率の算出にあたっては営業税率の全ドイツ平均等を利用している。

(注5)フランスについては、2004年は法人税額の3%、2005年は法人税額の1.5%の付加税を含めた税率である。また、法人利益社会税(法人税額から76.3万ユーロを控除した額の3.3%)が付加税とは別に課されている(表中の実効税率はこれを含んでいない)。

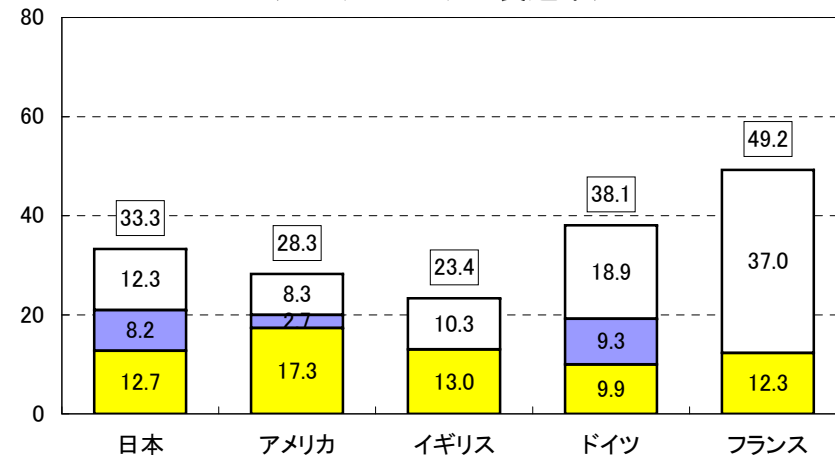
法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較に関する調査(平成18年3月)

未定稿

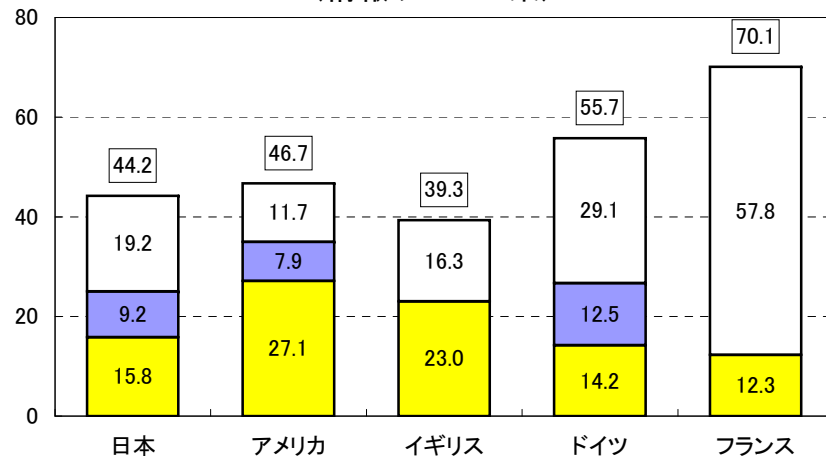
(自動車製造業)



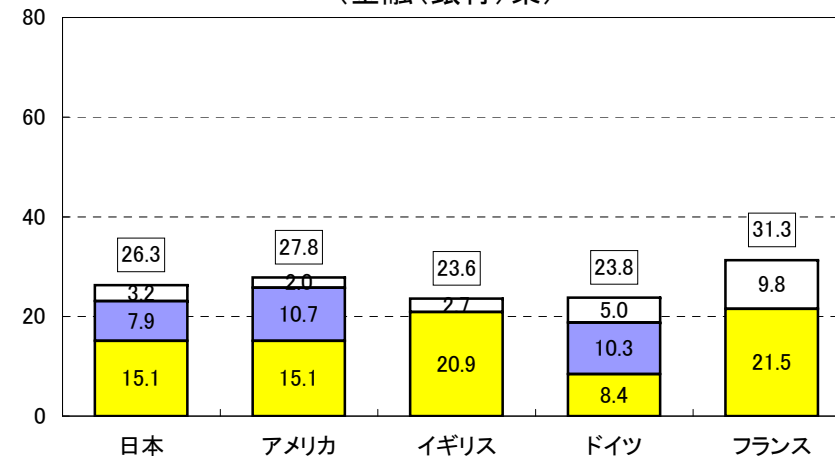
(エレクトロニクス製造業)



(情報サービス業)



(金融(銀行)業)



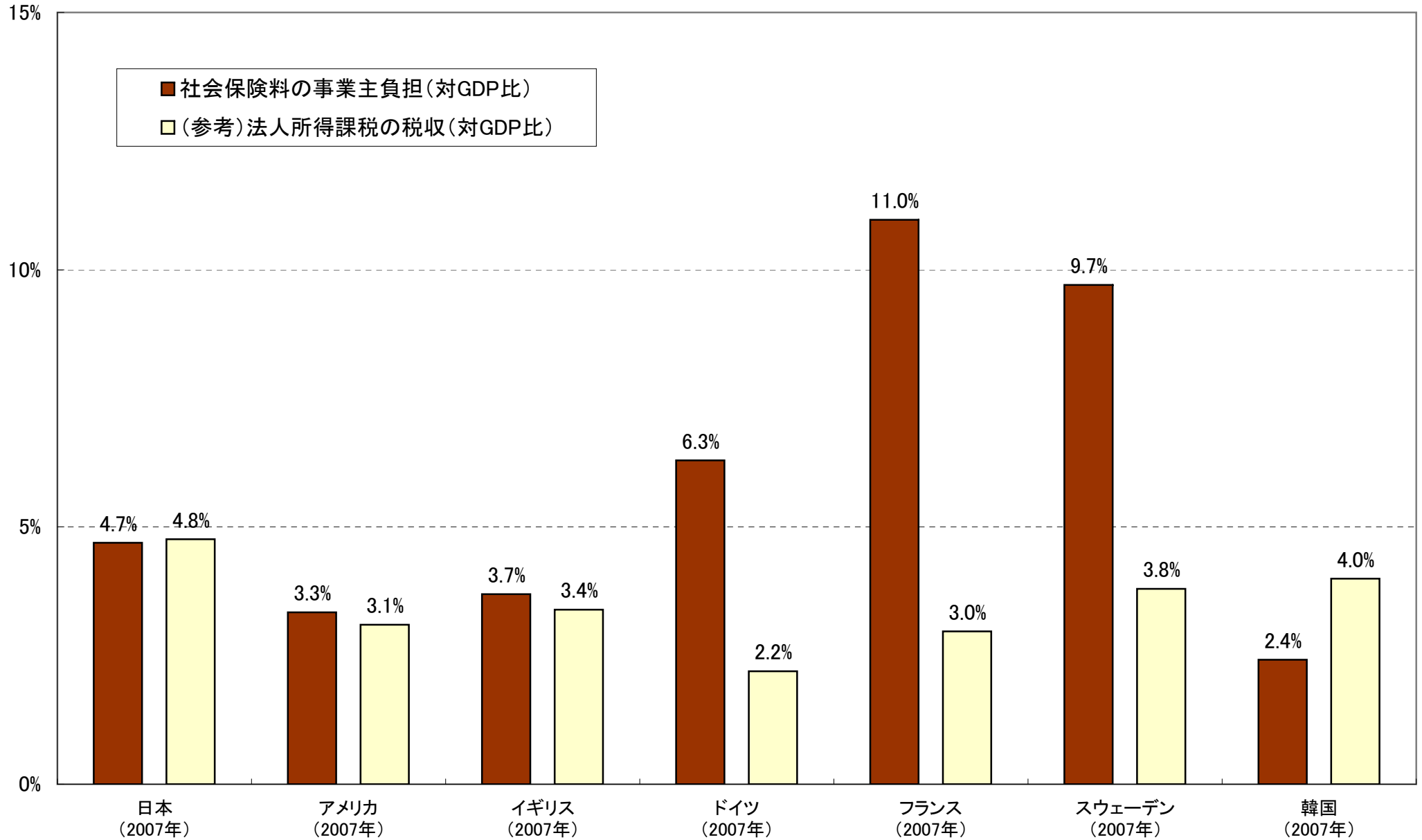
※ なお、アメリカの企業が負担する民間医療費は、自動車製造業15.4%、情報サービス業1.8%、エレクトロニクス製造業2.1%、金融業0.7%であると推計されている。

【調査手法について】

- 財務省の委託によりKPMG税理士法人が試算した。
 - 上記グラフは、法人所得課税負担及び社会保障負担の[税引前当期利益+社会保障負担](総売上から社会保障負担以外の費用を引いた額に等しい値)に対する比率を国際比較したものである。法人所得課税負担は、法人所得を課税標準とする諸税を対象としており、また、外国当局による課税は対象としていない。
 - モデル企業の立地場所は、日本は東京、アメリカはカリフォルニア州及びテネシー州(自動車製造業)、カリフォルニア州及びニュージャージー州(エレクトロニクス製造業)、カリフォルニア州(情報サービス業)、カリフォルニア州及びニューヨーク市(金融業)、イギリスはロンドン、ドイツはデュッセルドルフ、フランスはパリと仮定した。
 - 各業種における我が国の売上げ上位4~5社の2005年度財務諸表をベースとして、業種毎のモデル企業の財務諸表を作成。各国の税制(国税、地方税)、社会保険料制度を一定の前提の下で適用し、各国における企業の負担額を計算。
 - 課税ベースの計算においては、恒久的な影響を与える永久差異項目(試験研究費等の税額控除、受取配当益金不算入、交際費・寄付金等の損金算入、外国税額控除、地方税額控除等)のみを試算に反映し、税負担の前払いまたは先送りのみを一時差異項目(貸倒引当金及び減価償却等)の影響は反映していない。
 - 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。
- * 前提条件の置き方によって負担は変わりうるため、試算結果についてはある程度の幅をもって解釈する必要がある。

社会保険料事業主負担の国際比較(対GDP比)

(未定稿)



(注)1. 社会保険料事業主負担については、法人事業主及び個人事業主の負担分に加え、公共部門の社会保険料納付義務者の負担分も含まれている。
2. OECD "Revenue Statistics"においては、社会保険料に係る計数について、分類不能とされている項目があり、これについては計算上関連する項目に按分している。
(出典) 内閣府「国民経済計算確報」、OECD "Revenue Statistics 1965-2008" 及び同 "National Accounts 1996-2007"

アジア主要都市の投資関連コストの比較

(単位：米ドル)

	横浜 (日本)	ソウル (韓国)	北京 (中国)	香港	台北 (台湾)	シンガポール	バンコク (タイ)	ジャカルタ (インドネシア)	マニラ (フィリピン)	クアラルンプール (マレーシア)
賃金 (月額)										
・ ワーカー (一般工)	3,226	867.9	287.6	1,294.5	930.5	1,027	241.1	131.3	194.8	290.5
・ エンジニア (中堅技術者)	4,605	1,609.0	878.3	2,092.9	1,163.8	1,892	576.7	257.4	314.8	759.4
地価・事務所賃料等 (㎡当たり)										
・ 工業団地購入価格	3,578 (都築区)	225.13	80.4	309.43	498.44	102.20~335.34	80.57	40	45~50	5.57~11.13
・ 工業団地借料 (月額)	5.16~8.53	0.15	4.4~19.7	—	1	0.52~1.47	6.02	3.5~4.0	1	—
・ 事務所賃料 (月額)	42.34	40.63	51.2~67.3	27.74~131.76	14.05	35.91~64.64	17.19	23	11.67~16.97	15.03~45.92
通信費 (業務用)										
・ 電話架設料	424.34	43.57	34.4	61.24	89.88	35.74	95.97	31.4	31.82	86.28~169.77
・ 電話基本料金 (月額)	29.47	3.78	3.7	17.77	2.10~10.94	9.53	2.86	5.66	32.48	5.57~12.52
公共料金 (業務用)										
・ 電気料金 (kWh 当たり)	0.12 (夏季以外) 0.13 (夏季)	0.04	0.08	0.12~0.13	0.07~0.09	0.1476~0.1487	0.10	0.04	0.07	0.08
・ 水道料金 (m ³ 当たり)	0.48~4.59	0.01 (計量料金) 0.03 (超過料金)	0.8	0.59~1.41	0.22~0.36	1.3906	0.27~0.45	0.05	0.19	0.08~0.13
税率 (%)										
・ 法人所得税 (国税)	30	22	25	16.5	20	17	30	25	30	25
・ 付加価値税	5	10	17	—	5	7	7	10	12	—
社会保険料 (%)										
・ 雇用者分	年金： 7.675 医療保険： 4.1 介護保険： 0.595 雇用保険： 0.9	医療保険： 2.54 雇用保険： 0.7~1.3 国民年金： 4.5 産業災害補償保険 ： 0.7~36.0	失業保険： 1.0 医療保険： 10 養老保険： 20 生育保険： 0.8 労災保険： 0.2~3.0	法定強制退職金積立金等： 5.0	健康保険： 4.6 労働保険： 5.8	中央積立基金： 14.5	社会保険基金 (健康保険、老齢年金、子女扶養、失業保険) ： 5.0	国営社会保険公社 (ジャムリステック) ： 4.24~5.74	フィリピン健康保険公社、社会保障制度、住宅開発互助基金： 9.89	従業員積立基金 ： 12.0
・ 被雇用者分	年金： 7.675 医療保険： 4.1 介護保険： 0.595 雇用保険： 0.6	国民健康保険： 2.54 国民年金： 4.5 雇用保険： 0.45 長期療養保険： 0.12	養老保険： 8.0 医療保険： 2+3元 失業保険： 0.2	法定強制退職金積立金等： 5.0	健康保険： 1.4 労働保険： 1.5	中央積立基金： 20.0	社会保険基金 (健康保険、老齢年金、子女扶養、失業保険) ： 5.0	国営社会保険公社 (ジャムリステック) ： 2.0	フィリピン健康保険公社、社会保障制度、住宅開発互助基金： 6.01	従業員積立基金 ： 11.0

(注) 税率については、2010年1月現在のものである。法人税率については基本税率、付加価値税率については標準税率を記載している。
(出所) 日本貿易振興機構「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (2009年1月調査)」による。